

# 平成20年3月期 決算短信

平成20年5月16日

株式会社 池田銀行 上場会社名

上場取引所 東証第一部・大証第一部

コード番号 8 3 7 5 URL http://www.ikedabank.co.jp/

代 表 者 (役職名)取締役頭取

(氏名)服 部 盛 隆 (氏名)田畑宏

TEL (072)751-3526

問合せ先責任者 (役職名)企画部部長

平成20年6月30日

定時株主総会開催予定日 平成20年6月27日 配当支払開始予定日

有価証券報告書提出予定日 平成20年6月30日 特定取引勘定設置の有無

1. 平成20年3月期の連結業績(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

### (1) 連結経営成績

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	(対前	前期増減率)	経常利益	(対前	朝増減率)	当期純利益	(対前	朝増減率)
	百万円		%	百万円		%	百万円		%
平成20年3月期	88, 452	(	5.8)	△ 64, 118	(	— )	△ 54, 968	(	— )
平成19年3月期	83, 616	(	△ 9.8)	10, 109	(	14.6)	5, 685	(	21. 1)

	1 株当 // 当期純和		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	経常収益 経常利益率
	円	銭	円	銭	%	%	%
平成20年3月期	△ 2, 122	78	_	-	△ 62.2	△ 2.4	△ 72.5
平成19年3月期	224	34	212	65	5. 4	0.4	12. 1

(参考) 持分法投資損益

平成20年3月期 一百万円 平成19年3月期 一百万円

### (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり	純資産	(国門基準)(任 2)	
	百万円	百万円	%	円	銭	〔速報値〕	%
平成20年3月期	2, 727, 805	68, 272	2. 5	1, 437	85	10.62	
平成19年3月期	2, 636, 457	110, 614	4. 2	4, 232	63	11.89	

(参考) 自己資本

平成20年3月期 67,243百万円 平成19年3月期 109,608百万円

- (注1) 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しており
- (注2) 「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照 らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づ き算出しております。

### (3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成20年3月期	△ 150, 311	101, 460	41, 414	43, 808
平成19年3月期	△ 229, 262	162, 996	17, 585	51, 249

## 2. 配当の状況

	1株当たり配当金						配当金総額	配当性向	純資産配当率
(基準日)	中間期末		期末		年間		(年間)	(連結)	(連結)
	円	銭	円	銭	円	銭	百万円	%	%
平成19年3月期	_		65	00	65	00	1,683	29. 0	1.6
平成20年3月期	_		_		0	00	_	_	_
平成21年3月期(予想)	_		65	00	65	00		15. 5	

<sup>(</sup>注) 上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当行が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式 (非上場)の配当の状況については、3ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

### 3. 平成21年3月期の連結業績予想(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

	経常収益	(対前期 増減率)	経常利益	(対前期 増減率)	当期純利益	(対前期 増減率)	1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
第2四半期連結累計期間	36, 000	$(\triangle 24.0)$	5, 500	$(\triangle 33.3)$	5, 500	( 16.9)	212	41
通期	73,000	$(\triangle 17.5)$	11,500	( -)	12,000	( -)	418	02

#### 4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 無
- (2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)
  - ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
  - ② ①以外の変更
  - (注) 詳細は、17ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び19ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。
- (3) 発行済株式数(普通株式)
  - ① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 平成20年3月期 25,927,437株 平成19年3月期 25,927,239株
  - ② 期末自己株式数

平成20年3月期

33,780株 平成19年3月期

31, 197株

(注) 1株当たり当期純利益(連結)の算定の基礎となる株式数については、22ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

### (参考) 個別業績の概要

- 1. 平成20年3月期の個別業績(平成19年4月1日~平成20年3月31日)
  - (1) 個別経営成績

	経常収益	(対前期増減率)	経常利益	(対前期増減率)	当期純利益	(対前期増減率)
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成20年3月期	81, 966	( 8.1)	△ 64, 319	( -)	△ 55,015	( – )
平成19年3月期	75, 807	(△ 11.4)	9, 851	( 13.1)	6, 033	( 20.5)

	1株当た	<u>-</u> り	潜在株式調整後		
	当期純和	刊益	1株当たり当	期純利益	
	円	銭	円	銭	
平成20年3月期	△ 2, 124	57			
平成19年3月期	238	08	225	55	

### (2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり	純資産	(国内基準)(任2)	
	百万円	百万円	%	円	銭	〔速報値〕	%
平成20年3月期	2, 704, 912	66, 882	2. 5	1, 423	88	10. 75	
平成19年3月期	2, 611, 550	109, 289	4. 2	4, 220	33	12. 17	

(参考) 自己資本

平成20年3月期 66,882百万円

平成19年3月期 109,289百万円

- (注1) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- (注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。
- 2. 平成21年3月期の個別業績予想(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

	経常収益	(対前期 増減率)	経常利益	(対前期 増減率)	当期純利益	(対前期 増減率)	1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
第2四半期累計期間	33, 000	$(\triangle 25.2)$	5, 500	$(\triangle 33.0)$	5, 500	( 16. 9)	212	41
通期	67,000	(△18.3)	11,500	( — )	12,000	( -)	418	02

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後の様々な要因により予想数値と異なる場合があります。なお、業績予想に関する事項につきましては、添付資料4ページ「1.経営成績(1)経営成績に関する分析②次期(平成21年3月期)の見通し」を参照してください。

### 種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳及び配当金総額は以下のとおりです。

				配当金総額			
(基準日)	中間期末期末		末	年	間	(年間)	
	円	銭	円	銭	円	銭	百万円
第一回優先株式							
平成20年3月期	_		2	14	2	14	12
平成21年3月期(予想)	_		196	00	196	00	

(注) 平成20年3月期の配当原資は、資本剰余金です。詳細は、下記「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」の とおりです。

### 資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳

平成20年3月期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。

基準日		期末	年間		
1株当たり配当	金	2円14銭	2円14銭		
配当金総額		12百万円	12百万円		

(注) 純資産減少割合については、確定次第、別途開示いたします。

### 1 経営成績

### (1) 経営成績に関する分析

### ①当連結会計年度の経営成績

わが国経済は輸出を牽引役として緩やかに拡大しましたが、エネルギーや原材料高騰による企業収益の 悪化、また米国サブプライムローン問題の波及から世界景気の減速懸念等により次第に足踏み状況となり ました。

輸出は、引き続き増加を続けておりますが、設備投資は、このところの増勢が鈍化しております。個人消費に関しましては、雇用者所得の緩やかな増加を背景に、天候に左右される場面もありましたが、底堅く推移しております。住宅投資は、平成19年6月の改正建築基準法施行の影響で大きく落ち込み、回復に向けた動きが見られるものの、なお低水準となっております。また、公共投資につきましては減少傾向が続きました。以上のような内外需要環境の下、輸送機械及びハイテク関連業種等輸出企業を中心に生産は増加基調を続けましたが、年度後半は横ばい圏内の動きとなりました。

物価情勢につきましては、原油をはじめとした国際商品市況の歴史的な高騰を背景に、国内企業物価は 上昇基調にあります。消費者物価につきましては、石油製品や食料品等を中心に次第に上昇幅が拡大して おります。

金融面につきましては、政策金利である無担保コールレート(翌日物)の誘導目標が引き続き0.5%に据え置かれました。また短期金利は、期越え等大きく上昇する局面も見られましたが、概ね安定的に推移しました。一方、長期金利は、年度前半は一時2.0%に迫るまでに上昇しましたが、サブプライムローン問題の深刻化に伴い景気の減速や先行きの不透明感から、期末におきましては1.2%台後半となりました。

株価につきましては、年度前半は世界経済の拡大を背景に日経平均株価は約7年ぶりに1万8千円台まで上昇しました。しかし、サブプライムローン問題の顕在化により、日本の株式市場も大幅に下落することとなりました。その後、米連邦準備制度理事会(FRB)の連続大幅利下げや各国金融当局の対応等もあり、市場は一時落ち着きを取り戻しましたが、米国景気を中心とする世界景気の先行き不透明感が高まるにつれ、再び期末にかけ株価は大きく調整され、日経平均株価は1万2千円台半ばとなりました。

以上のような金融経済情勢のもと、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

当行の預金並びに貸出金は引き続き増加しており、業容は順調に拡大しております。また、当行は、より厳格な「30%減損ルール」を採用するなど、財務体質の健全性確保を最重要課題のひとつとして認識してまいりました。今般、サブプライムローン問題が深刻化するなか、米国景気後退懸念等の高まりを勘案し、財務体質を強固なものとするために、有価証券関係損失635億89百万円を計上し、有価証券の含み損をほぼ一掃いたしました。結果、誠に遺憾ながら連結経常損失641億18百万円、連結当期純損失549億68百万円を計上するに至りました。同時に自己資本の充実策を実施し、連結自己資本比率は10.62%、単体自己資本比率は10.75%と十分な水準を維持しております。

### ②次期(平成21年3月期)の見通し

わが国経済は拡大を続けておりましたが、足元では減速傾向にあります。また、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱は長期化の様相を呈し、米国経済後退の懸念も高まっており、わが国景気の先行きにも不透明感が広がっております。このような情勢の中で、資金需要は盛り上がりを欠いており、また競争の激化など銀行を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあります。

平成21年3月期の業績見通しにつきましては、有価証券含み損をほぼ一掃したことにより、有価証券運用収益が大きく改善するほか、引き続き預かり資産の販売を強化することで手数料収入の増加も見込まれることから、単体ベースではコア業務純益140億円、経常利益115億円、当期純利益120億円を見込んでおります。

また、連結ベースでは経常利益115億円、当期純利益120億円を見込んでおります。

### (2) 財政状態に関する分析

①預金

預金の当連結会計年度末残高は、主に銀行業務において個人預金を中心に期中541億円増加し、総預金の期末残高は、2兆1,869億円となりました。

### ②貸出金

貸出金の当連結会計年度末残高は、事業性貸出を中心に順調に推移し、総貸出金の期末残高は期中833 億円増加して、1兆5,921億円となりました。

#### ③有価証券

有価証券の当連結会計年度末残高は、含み損の一掃処理を行ったことから、期末残高は期中5,772億円減少して、3,582億円となりました。

### ④預かり資産

預かり資産残高については、年金保険等を中心に期中353億円増加し、当連結会計年度末残高は3,254億円となりました。

⑤キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比74億40百万円減少して、438億8 百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

コールローン等及び貸出金などが前連結会計年度に比べ増加しましたが、預金及び債券貸借取引受入担保金も前連結会計年度に比べ増加したことから、前連結会計年度比789億51百万円増加し、1,503億11百万円のマイナスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入が前連結会計年度に比べ増加しましたが、有価証券の取得による支出も前連結会計年度に比べ増加したことから、前連結会計年度比615億35百万円減少し、1,014億60百万円のプラスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

劣後特約付借入金・社債の返済・償還による支出が前連結会計年度に比べ増加しましたが、劣後特約付借入金・社債の借入・発行による収入も前連結会計年度に比べ増加したこと、並びに優先株式の発行による収入により、前連結会計年度比238億28百万円増加し、414億14百万円のプラスとなりました。

### ⑥純資産

純資産の当連結会計年度末残高は、優先株式300億円発行による増加もありましたが、有価証券関係損失635億89百万円を主因に当期純損失549億68百万円を計上したこと並びに有価証券評価差額金が157億29百万円減少したことから、前連結会計年度に比べ423億41百万円減少し、682億72百万円となりました。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

利益の配分に関する基本方針は、経営体質の強化や営業基盤の拡充を図り、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続的に行いたいと考えております。

しかしながら、当期末配当金につきましては、普通株式は多額の損失計上となりましたので、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。また、第一種優先株式は定款第13条の2第1項の定めに従いまして所定の1株当たり2円14銭とさせていただきたいと存じます。

なお、当期決算並びに配当の状況に鑑み、本年5月から復配の目処がつくまでの期間、取締役頭取の月額報酬30%削減をはじめとして、役員報酬の削減を実施いたします。

次期配当につきましては、業績のV字回復を実現し、第一種優先株式につきましては所定の1株当たり期末配当196円、普通株式につきましては復配し、期末配当65円とさせていただく予定であります。

### 2 企業集団の状況

### (1)企業集団の事業の内容

企業集団は、当行及び子会社19社、関連会社1社で構成されており、銀行業務を中心にリース業務、カード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

#### ①当行の事業の内容

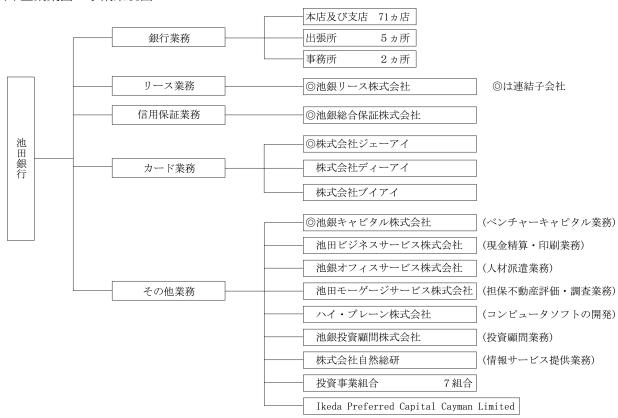
当行は、本店ほか支店70ヵ店、出張所5ヵ所において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等の受託等業務並びに附帯業務(代理業務、債務の保証、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務、証券仲介業務等)を行っております。

### ②関係会社の事業の内容

子会社19社、関連会社1社は下記の業務を行っております。

- イ. リース業務
- ロ. カード業務
- ハ. 信用保証業務
- 二. その他業務

### (2)企業集団の事業系統図



### 3 経営方針

### (1) 会社の経営の基本方針

当行及びグループ各社は、経営の健全性と独自性を堅持し、お取引先や地域社会から不可欠な存在として信認を受け、地域と共生していくことを目指しております。

これからも、お客さまから「"親切で新しい"地域のリーディングバンク」としての信頼を賜りますよう、以下の3つの基本方針のもと、役職員一同総力をあげて経営の諸施策に取り組んでまいります。

- ◇ さまざまな"マッチング"をとおして、皆さまのお役に立ちます。
- ◇ 時の流れに対応しつつ、"サウンド・バンキング"を堅持します。
- ◇ 人間性豊かな人材の育成に努め、"愛される銀行"を目指します。

### (2) 営業に関する方針等

### ①商品・サービス

本年3月に財務体質を強化すると共に、地域の資金ニーズに引き続き積極的にお応えしていくため、優先株式300億円の発行を行いました。これからもより一層「お客さまのお役に立つ銀行」を目指し、努力を重ねてまいります。

当行は、"地域社会との共生"を目指し、「<池銀>"地域起こし"制度」を推進しております。本制度は優秀なビジネスプランを応援する「<池銀>ニュービジネス助成金」と、産学官連携などによる中小企業の"事業多角化"や"第二の創業"を応援する「<池銀>コンソーシアム研究開発助成金」を中心としたものです。

「<池銀>ニュービジネス助成金」と「<池銀>コンソーシアム研究開発助成金」は、創設以来の応募 累計は900件以上にもなり、助成金の総額は、1億7,000万円を超える規模となりました。

また、地元有力大学との産学連携にも積極的に取り組んでおり、平成19年8月に「京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合」への出資を行い、平成19年11月には関西学院大学と共催で、学内の起業文化の創出を図るため、「KGビジネスプランコンテスト」を実施いたしました。

その他の主な地域経済活性化への取り組みとしましては、平成19年8月に独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部と「業務連携・協力に関する覚書」、株式会社三菱東京UFJ銀行と「環境融資等に関する業務協力協定」を、平成19年9月に株式会社みずほコーポレート銀行と「地域社会貢献融資に関する業務協力覚書」を締結いたしました。

平成19年6月の改正建築基準法施行に伴い、平成19年10月には建設関連企業に対し、資金面などで応援する"建設関連企業・応援制度"を創設いたしました。

また、地元関西の文化の発展を願い、なかでも芸術を志す大学生の活動を応援するため「カレンダーアートコンペティッション2007」と題し、2008年の当行のカレンダーデザインを公募しました。

さらに、当行はビジネスマッチング活動を積極的に展開しております。平成19年12月には、「第8回<池田銀行>TOYROビジネスマッチングフェア2007」を開催いたしました。本年4月には、「第5回<池銀>ビジネス交流会」を開催しました。今回のビジネス交流会では中国・蘇州市呉中区人民政府による企業誘致セミナーを開催し、蘇州の最新情報を提供いたしました。

これからも、"関西のビジネスを強く、新しく"をテーマに地元経済活性化のお役に立つよういろいろな活動を行ってまいります。

平成17年6月より、"安心"と"便利"の両機能を備え持つ生体認証機能付きICキャッシュカードを発行しております。平成19年10月からは、阪急阪神ホールディングスグループの新グループカード「STACIA(スタシア)」のデビューに併せ、「スタシアサイカ」として、募集を開始しました。本カードは全国初となる手のひら静脈、指静脈両方の生体認証方式に対応した交通乗車機能付きICキャッシュカードです。このカード1枚で、生体認証機能付きキャッシュカード、クレジットカード、乗車券、STACIAのポイントカードとしてご利用いただけます。

平成19年10月より、お取引内容に応じたポイントを毎月発行し、たまったポイントで各種特典と交換いただけるマイレージ型「<池田>ポイントサービス」の取り扱いを開始いたしました。たまったポイントは、提携企業のポイントへ交換、キャッシュバック、当行オリジナルの"宝塚歌劇貸切公演"ペアチケットと交換などにお使いいただけます。

預金商品につきましては、平成19年11月より「<池田>エンゼルつみたて定期預金」の取り扱いを開始いたしました。本商品は池田市との協力により、池田市の地域活性化や次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、第2子ご出生のお祝いに新生児名義での積立式定期預金通帳を贈呈するものです。

平成19年12月の保険業法施行規則等の改正による銀行保険窓口販売の全面解禁をうけて、全店で「がん保険」と「医療保険」の取り扱いを始め、医療保障に対するお客さまの幅広いニーズにお応えできるようになりました。

このように当行は、創業のこころ "親切で新しい" を大切に、地元の皆さまのさまざまなライフプランに安心してお応えできますように努めております。

#### ②営業拠点

営業拠点につきましては、お客さまの利便性向上と営業力強化を同時に図るため、店舗ネットワークの 拡充に積極的に取り組んでおります。

また、個人のお客さまの利便性向上を目的に、住宅ローンプラザを平成14年度から順次拡大し、平成20年3月末現在で10ヵ所となり、土曜日営業など営業時間の拡大にも取り組んでおります。

平成19年11月、大阪市内では11ヵ店目となる堺筋支店を開設し、大阪市内の店舗ネットワークを一段と 充実させました。また、営業時間を平日夕方5時まで延長した資産運用・住宅ローンなどのご相談や貸金 庫がご利用できる便利な店舗を16ヵ店に増やしました。

平成18年9月に蘇州駐在員事務所を開設した蘇州市は、近年経済産業都市としての発展がめざましく、 大規模な工業団地の整備も進められ、お取引先も数多く進出されています。蘇州駐在員事務所は中国ビジネスのチャイナゲートとして、お取引先の中国進出支援や中国貿易・金融等に関する情報のご提供等、より一層お役に立つよう努めてまいります。

これからも"もっと身近に"、"もっと便利に"をモットーに、多様化するお客さまのニーズにお応えできますよう、店舗ネットワークの整備・充実に努めてまいります。

### 3ATM

阪急電鉄との共同事業として取り組んでおりますステーションATM「Patsat (パッとサッと)」は、平成20年3月末現在、阪急電鉄・北大阪急行電鉄主要駅の44駅59ヵ所78台にまで拡大しました。「Patsat (パッとサッと)」は、数多くの銀行カードやクレジットカード及び郵貯カードなどがご利用いただけますが、サービス拡充と手数料収入の増強を目指して個別の金融機関提携も進めており、当行は、平成20年3月末現在、京都信用金庫、関西アーバン銀行、三菱東京UFJ銀行、但馬銀行、近畿大阪銀行の5行と提携しております。

また、平成19年10月より、イオン銀行とATMの相互利用について提携いたしました。

平成19年のゴールデンウィーク期間、平成19年の年末から平成20年の年始の期間についてATMを稼動させ、365日年中無休のATMサービスを提供することができました。

本年4月より、「手のひら静脈認証」と「指静脈認証」の両方式に対応した全国で初めてとなる新型ATMの設置を開始しました。

今後もお客さまの更なる利便性向上を目的として、ATMネットワークの拡充を積極的に推進していくとともに、取り扱いサービスの追加や利用時間延長なども検討してまいります。

### ④その他

情報開示につきましては、経営の透明性を高め、当行への理解を一層深めていただくために、積極的に 取り組んでおります。決算のポイント等を分かり易く要約した小冊子をタイムリーに作成し、お取引先等 へ配布するとともに営業店に備え置きしております。

平成20年度からはじまる内部統制報告制度に対応するため、財務報告に係る内部統制の態勢を整備し、 財務報告の更なる適正性確保に努めてまいります。

今後も決算情報を速やかにホームページに掲載するなど、積極的に情報開示を行ってまいります。

### (3) 会社の対処すべき課題

米国景気後退懸念が高まってきたこともあり、保有有価証券の思い切った処理を行い、有価証券含み損をほぼ一掃しました。有価証券残高は大幅に減少して、相場下落による影響は大幅に軽減されました。また、有価証券の利回り改善等により、平成21年3月期には業績のV字回復を実現してまいります。有価証券運用については、サブプライムローン問題に端を発した今回の市場の混乱を教訓として、有価証券ポートフォリオ全体のリスクバランスを見直すとともに、分析ツールの刷新を含め、ALMに係る態勢を抜本的に見直し、市場変動への対応力を強化してまいります。

本年2月22日、平成21年春に株式会社泉州銀行と、規模と内容において関西を代表する独立系金融持株会社を設立すること並びに当行と同行の相互のネットワークを活用し、より質の高い金融サービスを提供することで、広く地域社会に貢献していくことを理念に、経営統合に向けた協議を開始し、4月1日には、具体的な内容を協議することを目的とした「統合推進委員会」を設置いたしました。

株主及びお取引先の皆さまのご期待に添えますよう、全力を上げて取り組んでまいります。

# 4 連結財務諸表

# (1) 連結貸借対照表

	前連結会計年月 (平成19年3月31		当連結会計年原 (平成20年3月31	
区分	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	52, 087	1. 98	44, 801	1.64
コールローン及び買入手形	1, 121	0.04	205, 000	7. 52
買入金銭債権	1, 328	0.05	1, 429	0.05
商品有価証券	18	0.00	10	0.00
金銭の信託	28, 000	1.06	18, 329	0.67
有価証券	935, 503	35. 48	358, 230	13. 13
貸出金	1, 508, 750	57. 23	1, 592, 105	58. 37
外国為替	1, 199	0.05	3, 086	0.11
未収入金	_	_	400, 813	14. 69
その他資産	51, 409	1. 95	38, 549	1.41
有形固定資産	23, 547	0.89	23, 348	0.86
建物	11, 224		10, 899	
土地	8, 592		8, 592	
その他の有形固定資産	3, 730		3, 856	
無形固定資産	3, 512	0. 13	4, 119	0. 15
ソフトウェア	2, 804		3, 484	
その他の無形固定資産	708		634	
繰延税金資産	11, 383	0. 43	24, 454	0.90
支払承諾見返	33, 919	1. 29	29, 471	1.08
貸倒引当金	△ 15, 323	△0. 58	△ 15, 943	△0.58
資産の部合計	2, 636, 457	100.00	2, 727, 805	100.00

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
区分	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)				
預金	2, 132, 818	80. 90	2, 186, 959	80. 17
譲渡性預金	_		100	0.00
債券貸借取引受入担保金	283, 629	10. 76	344, 103	12. 62
借用金	14, 947	0. 57	28, 121	1.03
外国為替	114	0.00	152	0.01
社債	39, 400	1. 49	40,000	1. 47
新株予約権付社債	5, 343	0. 20	5, 342	0. 20
その他負債	14, 868	0. 56	24, 372	0.89
退職給付引当金	561	0.02	460	0.02
役員退職慰労引当金	230	0.01	251	0.01
睡眠預金払戻損失引当金	_	_	119	0.00
偶発損失引当金	_	_	71	0.00
負ののれん	10	0.00	6	0.00
支払承諾	33, 919	1. 29	29, 471	1.08
負債の部合計	2, 525, 843	95. 80	2, 659, 532	97. 50
(純資産の部)				
資本金	49, 364	1.87	64, 365	2. 36
資本剰余金	33, 126	1. 26	48, 126	1.76
利益剰余金	19, 170	0. 73	△ 37, 481	△1.37
自己株式	△ 173	△0.01	△ 185	△0.01
株主資本合計	101, 488	3. 85	74, 825	2. 74
その他有価証券評価差額金	8, 161	0. 31	△ 7,568	△0. 28
繰延ヘッジ損益	△ 41	△0.00	△ 13	△0.00
評価・換算差額等合計	8, 119	0.31	△ 7,581	△0. 28
少数株主持分	1,006	0.04	1, 028	0.04
純資産の部合計	110, 614	4. 20	68, 272	2. 50
負債及び純資産の部合計	2, 636, 457	100.00	2, 727, 805	100.00

# (2) 連結損益計算書

	前連結会計年月 (自 平成18年4月 至 平成19年3月	1	当連結会計年原 (自 平成19年4月 至 平成20年3月	1
区分	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	83, 616	100.00	88, 452	100.00
資金運用収益	49, 205		54, 652	
貸出金利息	27, 273		30, 922	
有価証券利息配当金	21, 513		23, 186	
コールローン利息 及び買入手形利息	295		425	
預け金利息	9		13	
その他の受入利息	114		104	
役務取引等収益	9, 601		9, 479	
その他業務収益	8, 754		6, 985	
その他経常収益	16, 055		17, 335	
経常費用	73, 507	87. 91	152, 571	172. 49
資金調達費用	15, 982		23, 468	
預金利息	4, 260		7, 581	
譲渡性預金利息	1		0	
コールマネー利息 及び売渡手形利息	16		578	
債券貸借取引支払利息	9, 613		13, 019	
借用金利息	383		496	
社債利息	443		696	
新株予約権付社債利息	89		58	
その他の支払利息	1, 175		1, 036	
役務取引等費用	3, 348		3, 263	
その他業務費用	451		69, 008	
営業経費	25, 430		26, 717	
その他経常費用	28, 295		30, 114	
貸倒引当金繰入額	1, 731		803	
その他の経常費用	26, 563		29, 310	
経常利益(△は経常損失)	10, 109	12. 09	△ 64, 118	△72. 49
特別利益	806	0.96	738	0.83
	7	0.90	130	0.05
固定資産処分益 償却債権取立益	799		705	
睡眠預金払戻損失引当金	199		32	
<b>展入益</b>	070	0.44		0.00
特別損失	373	0.44	198	0. 22
固定資産処分損	180		46	
減損損失	6		_	
過年度役員退職慰労引当金繰入額	186		_	
過年度睡眠預金払戻損失 引当金繰入額	_		151	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)	10, 541	12.61	△ 63,578	△71.88
法人税、住民税及び事業税	98	0.12	146	0. 16
還付法人税等	△ 42	△0.05	_	_
法人税等調整額	4, 552	5. 44	△ 8,795	△9. 94
少数株主利益	247	0.30	38	0.04
当期純利益(△は当期純損失)	5, 685	6.80	△ 54, 968	△62. 14

# (3) 連結株主資本等変動計算書

# I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	47, 747	31, 509	14, 747	△154	93, 849
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,617	1,616			3, 234
剰余金の配当(注)			△1, 262		△1, 262
当期純利益			5, 685		5, 685
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,617	1,616	4, 423	△18	7, 638
平成19年3月31日残高(百万円)	49, 364	33, 126	19, 170	△173	101, 488

		評価・換算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5, 608	_	5, 608	767	100, 226
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					3, 234
剰余金の配当(注)					△1, 262
当期純利益					5, 685
自己株式の取得					△19
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2, 552	△41	2, 510	238	2, 749
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2, 552	△41	2, 510	238	10, 388
平成19年3月31日残高(百万円)	8, 161	△41	8, 119	1,006	110, 614

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# Ⅱ 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	49, 364	33, 126	19, 170	△173	101, 488
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	0	0			1
新株の発行	15, 000	15, 000			30,000
剰余金の配当(注)			△1, 683		△1, 683
当期純損失			△54, 968		△54, 968
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分		△0		3	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	15,000	14, 999	△56, 652	△11	△26, 663
平成20年3月31日残高(百万円)	64, 365	48, 126	△37, 481	△185	74, 825

		評価・換算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	8, 161	△41	8, 119	1,006	110, 614
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					1
新株の発行					30, 000
剰余金の配当(注)					△1, 683
当期純損失					△54, 968
自己株式の取得					△14
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△15, 729	28	△15, 701	22	△15, 678
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△15, 729	28	△15, 701	22	△42, 341
平成20年3月31日残高(百万円)	△7, 568	△13	△7, 581	1, 028	68, 272

<sup>(</sup>注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

# (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	区分	金額(百万円)	金額(百万円)
税金等	動によるキャッシュ・フロー 調整前当期純利益 税金等調整前当期純損失) 試却費	10, 541 1, 902	$\triangle$ 63, 578 2, 369
減損損	失	6	_
負のの	れん償却額	△ 4	△ 4
貸倒引	当金の増減(△)額	△ 24, 323	620
退職給	付引当金の増減(△)額	△ 118	△ 100
役員退	職慰労引当金の増減(△)額	230	20
睡眠預	i金払戻損失引当金の増減(△)額	_	119
偶発損	失引当金の増減(△)額	_	71
資金運	用収益	△ 49, 205	△ 54,652
資金調	達費用	15, 982	23, 468
有価証	券関係損益(△)	△ 879	63, 589
金銭の	信託の運用損益(△)	973	581
為替差	損益(△)	△ 30,881	6, 400
固定資	産処分損益(△)	172	46
貸出金	:の純増(△)減	△ 68, 421	△ 83, 354
預金の	純増減(△)	108, 231	54, 141
借用金 純増減		△ 293	100 673
預け金	:(日銀預け金を除く)の 純増(△)減	△ 54	△ 154
	-価証券の純増(△)減	△ 6	8
	レローン等の純増(△)減	△ 1, 190	△ 203, 979
	マネー等の純増減(△)	△ 176	_
	『借取引受入担保金の純増減(△)	△ 222, 614	60, 473
	,替(資産)の純増(△)減	1, 571	△ 1,887
	,替(負債)の純増減(△)	△ 29	38
	用による収入	50, 185	56, 484
	]達による支出	△ 14,823	△ 22, 354
その他		△ 5,746	10, 688
	計 	△ 228, 971	△ 150, 168
	近等の支払額 	△ 291	△ 143
営業活	動によるキャッシュ・フロー	△ 229, 262	△ 150, 311

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	区分	金額(百万円)	金額(百万円)
П	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△ 446, 054	△ 1,099,322
	有価証券の売却による収入	582, 267	978, 087
	有価証券の償還による収入	39, 287	216, 665
	金銭の信託の増加による支出	△ 8,114	△ 10,000
	金銭の信託の減少による収入	669	19,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 4,582	△ 1,134
	無形固定資産の取得による支出	△ 904	△ 1,834
	有形固定資産の売却による収入	427	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	162, 996	101, 460
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	劣後特約付借入金の借入による収入	_	20, 500
	劣後特約付借入金の返済による支出	_	△ 8,000
	劣後特約付社債・新株予約権付社債の 発行による収入	20,000	3, 000
	劣後特約付社債・新株予約権付社債の 償還による支出	△ 1,151	△ 2,400
	株式の発行による収入	_	30,000
	配当金支払額	△ 1,262	△ 1,683
	少数株主への配当金支払額	0	$\triangle$ 2
	財務活動によるキャッシュ・フロー	17, 585	41, 414
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	14	△ 4
V	現金及び現金同等物の減少額	48, 665	7, 440
VI	現金及び現金同等物の期首残高	99, 914	51, 249
VII	現金及び現金同等物の期末残高	51, 249	43, 808

# (5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 会計処理基準に関する事項	(1) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定 資産は、主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年~50年 動産 2年~15年	(1) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。建物 6年~50年動産 2年~15年(会計方針の変更)平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却
	②無形固定資産	費を計上しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達度した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均より場となります。なお、これによりとは54百万円、当期純損失は32百万円、当期純損失は32百万円、当期・10で資産
	無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	同左
		(2) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(目 平成18年4月1日   至 平成19年3月31日)	(日 平成19年4月1日   至 平成20年3月31日)
	主 平成19年3月31日/	
		(会計方針の変更)
		従来、負債計上を中止した預金の
		預金者からの払戻請求に対しては、
		払戻時に費用処理しておりました
		が、将来の払戻請求見積額を睡眠預
		金払戻損失引当金として計上する方
		法に変更いたしました。
		この変更は、「租税特別措置法上
		の準備金及び特別法上の引当金又は
		準備金並びに役員退職慰労引当金等
		に関する監査上の取扱い」(日本公認
		会計士協会監査・保証実務委員会報
		告第42号)が平成19年4月1日以後
		開始する事業年度から適用されるこ
		とになったことに伴うものでありま
		t.
		この変更により、過年度発生額151
		百万円については、「過年度睡眠預
		金払戻損失引当金繰入額」として特
		別損失に計上し、当連結会計年度取
		崩額32百万円については、「睡眠預
		金払戻損失引当金戻入益」として特
		別利益に計上しております。これに
		より、従来と同一の方法を採用した
		場合に比べ、税金等調整前当期純損
		失は119百万円増加し、当期純損失は
		70百万円増加しております。
		なお、当該会計方針の変更が当下
		半期に行われたのは、当下半期にお
		いて過去の払戻実績に基づく引当金
		の算定が可能となったことによるも
		のであります。
		従って、当中間連結会計期間は従
		来の方法によっており、変更後の方
		法によった場合に比べ、税金等調整
		前中間純利益は107百万円多く計上さ
		れ、中間純利益は63百万円多く計上
		されております。
		(3) 偶発損失引当金の計上基準
		偶発損失引当金は、信用保証協会
		への負担金の支払に備えるため、予
		め定めている基準に基づき、将来の
		負担金支払見積額を計上しておりま
		す。 (今到十分)の亦更)
		(会計方針の変更)
		従来、信用保証協会に対する負担
		金の支払については、支払時に費用
		処理しておりましたが、平成19年10
		月1日より信用保証協会との責任共
		有制度が開始されたことを契機に、
		将来の負担金支払見積額を偶発損失
		引当金として計上する方法に変更い
		たしました。
		この変更により、経常損失及び税
		金等調整前当期純損失は71百万円増
		加し、当期純損失は42百万円増加し
		ております。
		なお、当中間連結会計期間は従来
		の方法によっており、変更後の方法
		によった場合に比べ、経常利益及び
		税金等調整前中間純利益は9百万円
		多く計上され、中間純利益は5百万
		円多く計上されております。
なお、上記以外は、最近の不	有価証券報告書(平成19年6月29日提出	H) における記載から重要な変更がな

なお、上記以外は、最近の有価証券報告書(平成19年6月29日提出)における記載から重要な変更がないため開示を省略しております。

# (6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (百 平成19年3月31日) (賃借券開表の純資産の部の支承に関する会計基準) (賃借対照表の純資産の部の支承に関する会計基準) (賃借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (債費が開発の経資産の部の表示に関する会計基準) (企業会計を終すら手中収17年2月9日)及び「賃借対照 佐の総合計を度から適用しております。 当連結会計中度における成業の「管本の部」は担当 する金額は198,650百万円であります。 当連結会計中度における通常を関係が開発の機能を関係を をの総については、連結財務語表規則及り繋行法施行規 間の改正にで、、定主後の通知が政策が関係を (投資事業組合に対する支配力を表しる影響力基準の 情知により情報とております。 (投資事業組合に対する支配力を表しましたが、「実施計解の計算が関係を 連続財務語が同期でよる計画で (投資事業組合に対する支配力を表したが、「実務付金計書の分呼成 13年9月8日)が公表日別後終了する定置力まから、 13年9月8日)が公表日別後終了する定置が出めません。 (投資事業組合に対する支配を表したが、「実務が自治的は、に係る 当連結財務語が同する会計基準の (投資事業ににの選集がする支配を表したが、「実施計解の手が成りました。」 (投資事業には、選集、利益処分により支給の対象としたが、「実施計を対象を表したが、当連結が合理規表等になる影響と加りません。 (投資事材には、定集、対象を対象による影響しよりません。 を経土施育に「企業会計基準第4号平成17年1月29日) を全土施育に「企業会計基準第4号平成17年1月29日) を全土施育に「企業会計基準第4号平成17年1月29日) を全土施育に「企業会計基準第4号で成り、日本の業的を未必能がといる。 (投資事材に対象が少しております。これにより、 を変したいた」とに対象を発用していまります。これにより、 を変しいたしました。 この変更は、に、組税特別措置法との準備を及び特別法との対象としていたり、当連結会計せ度から対象に関する会計基準) (投資基礎が対当をより、といたの主とはをから、と対し様の事等全 を変しいたしました。)とはなから対象性が関係が対象と、保証実 を変しいたしました。 との当当金とは非確かが変との表に関する会計基準)(企業会計基準)のの対法を採用した場合と対象を対象を対象を対象と対しております。これにより、 を変しいては、「運用を自由、取り対象を対象と対象に対する会計を関する主義を対象に関する会計基準) (金融語品に関する会計基準)(企業会計基準)のの対法を採用した場合に対する目前は対象に対する目前は対象に対する目前を対象としております。 (金融語品に関する会計基準)(企業会計基準)のの対法を採用した場合に対する目前は対象に対する目前を対象と対象に関する会計基準)のの表述を対象と対象に関する会計基準)のの対法を採用した場合に対する目前を対象と対象に関する会計を関する。 (金融語品に関する会計基準)(企業会計基準)ののの対法を採用した場合に対する目前に関するといするのは対象を対象と対象を対象を対象と対象を対象を対象を対象と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		
至 平成19年3月31日) 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度	当連結会計年度
(政権・対理を必要を確か)部の表示に関する会計基準。 (全業会計基準等の場質体の部の表示に関する会計基準。 (企業会計基準等の手形は7年12月9日)及び「賃債が紹 会を発行。		11. 1723 1 23
「貸債対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基連属相相針策多 B-平成17年12月9日)を当連 場当連結会計中度水における後来の「資本の部」に相当 する金額1109,650百万円であります。 なお、当連結会計中度は161も選供を使機が顕表の純資 産の部については、建結財務諸表規則及び銀行法施行規 別の改正にはい、改正後の政能財務計 (投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等計 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等部) 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等部) 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 3第4時常計・10億円で表別に関する全計基準として記ります。 これによる連結健治限等を対しまりました。 (投資事業出合に対する大部本地 )を計算的計算が適当は関する全計基準 (企業会計基準) (企業会計基準) (登日賞与に関う な会計基準) (企業会計基準等4 号平成7年1月190日) か会社法施行 1以降終了する事業年度から同会に基本 なの減少として処理しておりましたが、「総日賞与に関う な会社法施行 1以降終了する事業年度から同会が基本 とになったことに関する全計基準 (企業会計基準等4 号平成7年1月190日) か会社法施行 1以降終了する事業年度から同会に基本 を経費のうた、当連結会計年度がよりました。 (役員連職型が引当会として対しました。 な変したしたした。 この変更なは準備を並びに後員連職型分引当会として対しました。 変更いたしました。 の変更なは準備を並びに後員連職型分引当会として対ります。 役員連職型が引当会として対した。 を展別を対して、「組税特別措置法上の準備を及び特別法 を変したしました。 この変更なは準備を並びに後日連職型分引当会として対力法に 変更いたしました。 この変更なは準備を並びに後日間を記述を対しまるとした。 この変更なは準備を並びに後日間を記述を対しまるとした。 の言意とした。 「通常を存員連職と対し等をと対しを含め費用 を表記を対して、自然の対しに係る報酬等を を変しました。 この変更により、当連は合かに係る報酬等を を表記を対しまり、「国本はのはのが目がよります。 (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号) 及び、全計間大の能行とより、「企業を持ての方の で特別規定に対しております。これにより、 (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号) 及び、全部間を定します。これにより、 (金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)を 及び、会計は関する会計基準)(企業会計基準第10号)を なが、20号では、	至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
「貸債対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基連属相相針策多 B-平成17年12月9日)を当連 場当連結会計中度水における後来の「資本の部」に相当 する金額1109,650百万円であります。 なお、当連結会計中度は161も選供を使機が顕表の純資 産の部については、建結財務諸表規則及び銀行法施行規 別の改正にはい、改正後の政能財務計 (投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等計 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等部) 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 選出に関する実施上の現地の、(実務が出等部) 1投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 3第4時常計・10億円で表別に関する全計基準として記ります。 これによる連結健治限等を対しまりました。 (投資事業出合に対する大部本地 )を計算的計算が適当は関する全計基準 (企業会計基準) (企業会計基準) (登日賞与に関う な会計基準) (企業会計基準等4 号平成7年1月190日) か会社法施行 1以降終了する事業年度から同会に基本 なの減少として処理しておりましたが、「総日賞与に関う な会社法施行 1以降終了する事業年度から同会が基本 とになったことに関する全計基準 (企業会計基準等4 号平成7年1月190日) か会社法施行 1以降終了する事業年度から同会に基本 を経費のうた、当連結会計年度がよりました。 (役員連職型が引当会として対しました。 な変したしたした。 この変更なは準備を並びに後員連職型分引当会として対しました。 変更いたしました。 の変更なは準備を並びに後員連職型分引当会として対ります。 役員連職型が引当会として対した。 を展別を対して、「組税特別措置法上の準備を及び特別法 を変したしました。 この変更なは準備を並びに後日連職型分引当会として対力法に 変更いたしました。 この変更なは準備を並びに後日間を記述を対しまるとした。 この変更なは準備を並びに後日間を記述を対しまるとした。 の言意とした。 「通常を存員連職と対し等をと対しを含め費用 を表記を対して、自然の対しに係る報酬等を を変しました。 この変更により、当連は合かに係る報酬等を を表記を対しまり、「国本はのはのが目がよります。 (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号) 及び、全計間大の能行とより、「企業を持ての方の で特別規定に対しております。これにより、 (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号) 及び、全部間を定します。これにより、 (金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)を 及び、会計は関する会計基準)(企業会計基準第10号)を なが、20号では、	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)	
(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「管信物館 たの総資産の窓の表示に関する会計基準の (企業会計基準線用指針第8号平成17年12月9日)を当連 生会計を建から適用しております。 当連結会計年度水における健実の「資本の期」に相当 なる。当連結会計年度水における健実の「資本の期」に相当 なる。当連結会計年度水における健康の「資本の期」に相当 なる。当連結会計年度における連接の研究を表現り及び砂密力 関の砂については、連結が蓄法規則及び砂密力 関の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び砂密力 関かけまた。 (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養事業組合に関する実施力の収斂) (役養育事に関する会計基準) (役養育事に関する会計基準) (役養育事に関する会計基準) を資本の表計基準 として処理しておりましたが、「役養質事に表処分利益の減少として処理しておりましたが、方で発見すに関する会計基準 とし、その大部を指す程から同会計基準 を適用し、役食に対する資与を費用として必処理しる。 (役養育事の制金) (役長は凝離が力量は、企業会計基準を持つ係りが見から を適用し、役食に対する質与を費用として必処理しることになったことに伴い、当まかまの表計と地で対する質与を費用として必処理しる。 (役長は凝離が分量は、企業会計を認める可能として処理しておりまけた、当連論を計せ度が同一級企業・ 変別・対理が対理が対理が対しております。これにより、 変別は関節を対しております。これにより、 変別は関節を対しております。これにより、 変別は関節を対しております。これにより、 変別は関節を対した。この変更は、任規特別措置法との準備を及び特別は 支給見機能が分出な、送床、支出時の費用として処理し はおりました。この変更は、従来、支出時の費用として処理し なりまりました。 この変更には、健康が対しております。これにより、 の引当金とは準備を並び、定身は関節を含まる、当本を考別を含まるとは、 の引当金とはた。 この変更により、当まがは発見がよります。これにより、 を書との報節を含まるとは、一定が対する事を発していて、引当会計とも含り費用の理解を含め費用の引きをといて、引き会計とも含め費用の引きを対する事を自分に対して、対すとは関節を含まるとは、 の引きをとは、企業会計を対する事とに対して、対すとに対して、対すとに対して、対すとは、 は、自然の場に関する会計基準(企業会計基準)(企業会計基準)(企業会計基準)(「中の方との対した、維定力の対した、維定力の対した。 は、自然の場に関する会計基準(企業会計基準)(企業会計を表した。この方法を発し、に対して、対すとは、 を認め品に関する会計基準)(企業会計基準)(企業会計基準)等に対したの確行も対した。 に関する会計を対しております。これにより、 を認め品に関する会計基準)(企業会計基準)のついで、対すとは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
表の純育産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準時度から適用しております。 当連結会計作度水における後来の「夜本の部」に相当 する金額は109,650百万円であります。 なお、当連結会計作度水における能変の「夜本の部」に相当 する金額は109,650百万円であります。 なお、当連結会計で度水における統領で借か照表の純育 産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規 開かで起こり作成しております。 (役資事業組合に関する実務対応報合・適用とおります。 「投資事業組合に関する実務が対策を対 12をつかる実施との取扱い」(実務が応報告を適用しております。 12を10年表現合に関する支持が組制を適用しております。 12を11年表現合に関する支持を対策報告を適用しております。 12年本の対象が上の地域としていることに作い、 13年結会計を対象であるととになったことに作い。 13年結会計を対象であるととになったことに作い。 13年が対象に関する会計基準のと対象を対象が対象に対象に対象が対象に対象が対象が対象に対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対		
(企業会計基準適用指針第8 号平成17年12月9日)を当連  場当能合計年度末における従来の「資本の部」に相当  な名。当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当  な名。当連結会計年度における連結資借 対照表の純資  節の部については、連結神路素材則及び銀行法  が行期により作成して30を14年。  (投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実務対応報告)  「投資事業組合に関する実施上の東別かり、(栄養対応報告第20号平成  18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る  当連結会計年度から同業務対応報告を適用しております。 これによる連結の構造的数単でありません。 (役員資与に関する会計基準)の表の地の対してもります。 これによる連続を計を関すたるととにかったことに呼い、 当連結会計年度から同業務対応報告を適用しております。 これによる連続を自動表を対しております。 としれたのようとに作い、対理会会計年度から同議会計ることにかったことに作い、対理会会計を関から同義計基準を適用し、役員に対する資方を費用として処理することと、その支給予定額のも、当連結会計年度に帰属する差を利用として計上しております。これにより、 建市当期練利益は同額減少しております。これにより、 建市当期練利益は同額減少しております。これにより、 建市当期練利益は同額減少しております。これにより、 建市当期練利益は同額減少しております。これにより、 の引当会なは建備金がびは連備金がびと登り連続を警査を受け、「組積特別措置法との準備金及び特別法との引急なとは建備金がは連備をがは、登録を記述する監査との数数(日本公認会計とを含め費用  の明金な役員連携を対しております。これにより、 なの当当なとは準備をがは関する会社を発していて、当当会計上も含め費用  の明金な役員が連続を対しております。これにより、 はの引きなとは連備をがは関する会社を発していて、「当金手上も含め費用  の明金をとは連備を発していて、対します。 この変更により、「当連手度発生独特百万円については、「「適単年度有当を発きによりできるます。 の報告としております。これにより、 を認定は関する会計基準等(企業会計基準等)(「全額商品に関する会計基準等)(「全額商品に関する会計基準等)(「自動を会計を表する会計基準等)(「自動を会計を関する会計基準等)(「全額商品に関する会計基準等)(「自動を会計を通り、日本公認会争の範定会計基準等)(「本公認会争の範定会計基準等)(「本公認会争の範定会計基準等)(「本公認会争の範定会計基準等)(「本公認会争の範)関に関する会計基準等)(「本公認会争)(「本公認会会)(「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、「対し、		
当連絡会計中度末における従来の「資本の約」に相当 な名。当連絡会計中度における連結貸借料限表の純資 確の部については、連結財務諸表規則及び銀行法 語行規則により作成しております。 (役債事業組合に関する実務が就報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 適用に関する実務上の取扱い(実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 適用に関する実務上の取扱い(実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及が影響力基準の 適用に関する会計基準) 後負賞与に関する会計基準) 後負賞与に関する会計基準) 後負賞与に関する会計基準) を負責与に、従来、利益処分により支充時に未処分利益が減少として処理しておりましたが、「役員資与に関する会計基準」 を会議者に、企業会計基準第4号率が17年11月20日) が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計中度がら適用されることになったことに伴い、当連結会計中度がら適用されることとになった。 (役員選集配)の業会が上しております。これにより、 位来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整制当期税出は同額減少としております。これにより、 位来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整制当期税出は同額減少としておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末 を実践を登員連駆財労引当金を入りましておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末 を要してしました。 この変更は、1 租税特別措置法上の準備金及が特別法上の引当金又は準備金並びに役員返職財労引当金等に関する会計とで表別ましたが、当連結会計年度から対域に係る報酬等金段については、「過年度役員退職財労引当金等に対した場合と申請の計算も計算しております。この変更により、当連結会計年度発生額186万円については、「過年度役員退職財労引当金繰入額」としては、「過年度役員退職財労引き金継入額」として対別接欠に計しております。この変更により、生産経費」におしたものであります。この変更により、生産経費」におしたものよります。 (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準的で対別また計した場合に比べ、経営利益とは自万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準的で対別またい。 「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準的で対別また計算的で対別またにより、従来会計を認定を引き取扱が発行しております。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準的で表別を設定されて一定対別また計しておりまされまり、で表別を記)に対しております。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準的で表別を記)に対しております。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計を設定する会計とで、10月10月)・金融品の対別を対して対ります。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計とで表別を対して対別を対しております。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計との対別を対して対別を対して対別を対して対別を対して対別を対して対別を対して対別を対して対別を対別を対別を対して対別を対別を対別を対別を対別を対別を対して対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対		
本名。一調統会計・毎度における連続貸借対照表の純資産の部については、連続財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成した後の連続財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 通用に関する実務が応報告) 指令男事業組合に対する支配方基準及び影響力基準の適用に関する実務が取積を会議会計を複定係る 連続財務諸表から適用されることになったことに伴い、 当連結会計を使から同東家が取積を金融ではあります。 これによる連結貸借対阻表等に与える影響はありません。 (役員質与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員質与に関する会計基準) 役員質与は、従来、利益処分により支給時に表しから関与ないを通りとして処理しておりましたが、「役員質与に関する会計基準として必要がとして必要は会計を確認もとして必要がある。当連結会計年度に過去るを通れ、(役員に対する質)を与を費用として処理した。 (役員と販売がら、当連結会計年度に帰還する額をおお費用としず計上しております。これにより、後後来の方法に比べ営業経費に20百万円加し、役金等調整前当期練利益は同割金としております。これにより、後次の方法に人営業経費に20百万円加し、役金等調整前当期練利益は同割金としております。この変更に対して計上しております。この変更のとは、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計ではの方が出た。 (役員追職部分の当は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計での方が出た。 の変更により、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計で対しております。この変更にはました。 ののでは、「組役特別措置法上の準備金及び特別法とこの方法を検別機合を対しております。こので表しました。 の変更により、当立法結会計で変を等に関する会計と準、(企業会計と等とので表別は同じのであります。この変更により、当立法は同じのであります。 この変更により、は一般特別は関する会計と関すについては、「過年度役員退職部分引き金線入額」としては、「過年度役員退職部分引き金線入額」としては、「過年度役員退職部分引き金線入額」としては、「過年度役員退職部分引き金線入額」としては、「過年度役員退職部分引き金線入額」との一の方法を採用した場合に比べ、送客利益に関する会計基準)(企業会計上の方の表別を記述されて表別に関する会計基準)(企業会計上の方の表別を記述されて表別の表別を記述されて表別の表別を記述されて表別の表別を記述されて表別の表別を記述されて表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	結会計年度から適用しております。	
なお、当連結会計年度における連結保管が開発、の純資施の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告第205年成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計をの追用を対しております。 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計を計を適用しております。 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計を計を関すの企業計を増出しております。 17年12日本語報告計年度から同実務対応報告を適用しております。 17年2日本語報告計年度が日本報告を適用しております。 17年2日本語報告科学の表計基準分との表別はありません。 (役員質与に関する会計基準)の全地法施行日以総終でする事業年度から適用とおっまで、20年2日を対しておりましたが、「役員質与に関する会計を関するとして処理する。 20年3日として計りまりまります。これにより、企業を計算をは20百万円増加し、税金等調整前当期報社は国間級少しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づり期末。 20年3日末年度から内規に基づりませた。 (役員退職職等分目金) 金をとして処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づりままり、金をとして処理とおり、金をは、1年度を対しての表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当	
なお、当連結会計年度における連結保管が開発、の純資施の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告第205年成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計をの追用を対しております。 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計を計を適用しております。 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務計を計を関すの企業計を増出しております。 17年12日本語報告計年度から同実務対応報告を適用しております。 17年2日本語報告計年度が日本報告を適用しております。 17年2日本語報告科学の表計基準分との表別はありません。 (役員質与に関する会計基準)の全地法施行日以総終でする事業年度から適用とおっまで、20年2日を対しておりましたが、「役員質与に関する会計を関するとして処理する。 20年3日として計りまりまります。これにより、企業を計算をは20百万円増加し、税金等調整前当期報社は国間級少しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づり期末。 20年3日末年度から内規に基づりませた。 (役員退職職等分目金) 金をとして処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づりままり、金をとして処理とおり、金をは、1年度を対しての表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	する金額は109.650百万円であります。	
産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規 開りの使正に性い、使正後の連結財務諸表規則及び銀行法 施行規則により作成しております。 (役資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 適用に関する実務上の取扱い) (実務対応報告第20号平成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る 連結財務諸表から適用されることになったことに作い、 当連結会計を関する会計基準第4号平成17年11月29日) 役員質与は、従来、利益処分により支給時に未処分利 差の減少として処理しておりました。 「役員質与には、従来、利益処分により支給時に未処分利 差の減少として処理しておりました。」「役員資与に関する会計基準 (企業会計基準) (企業会計基準第4号平成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から適益計基体 を適用し、役員に対する質与を費用として処理しております。ことになったことに作い、当連結会計年度のも同会計基体 を適用し、役員に対する質与を費用として処理して必要する。 とし、その支給予定額のうち、当連結会計年度から同場計構成。 (役員通職部労引当会) 役員退職部労引当会) 役員退職部労引当会) 役員退職部労引当会かの関係に基づく期末 支給犯権額を負担職部が引当金として計上する方法に 変更したしました。 の変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金文は準備金並びに役員退職部労引当金字。に例 支給犯権金を適合として計しました。 変更したしました。 の変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金字に別で多監査と助取扱い」(日本公認会計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る税酬等全 教について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。これにより、従来と同 のの方法を採用した場合は比べ、経常利益は4日万円については、「適年度役員連職部労引当金線、額」としては、「過年度役員連職部労引・金線、額」としては、「過年度役員連職部労引・当金線、額」としては、「過年度役員連職部労引・当金線、額」としては、「過年度役員連職部労引・国金線、額」として、「過年度役員連職部労引・国金線、額」を関係品に関する会計基準第10号)ます。  金融商品に関する会計基準第10号)な、全融商品会計に関する会計基準第10号)ます。  「金融商品に関する会計基準第10号)等における有価語をの範囲に関する会計と準に対する実践的に同じ行り接近に対する場別を通り(日本公認会計上を会会計しております。		
関い改正に伴い、改正後の連起財務諸表規則及び銀行法 施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に以対っる送助基準及び影響力基準の 適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計中度に係る 連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、 当連結会計中度から同実務対応報告を適用しておりませ。 これによる連続貨情が頻素等に与える影響はありません。 (役員宣与に関する会計基準) 役員なりとして処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日) が会社技施行日以降除了する事業年度から適同会計基準 を適用し、その支給予定額のうち、当連結会計年度から同会計基準 を適用し、その支給予定額のうち、当連結会計年度は帰属する経を活動を開発してに対します。これにより 従来の方法に比べ言業経費は20百万円増加し、税金等調 (役員退職配第分当当会として計上する方法に 支給見超額を役員退職を対合は金として計上する方法に 支を見たが、当連結会計年度から内規に基づく期末、支給見樹額を役員退職を対合は、従来、支出時の費用として処理しております。これにより、 とかり当会又は準備金並びに役員退職総労引当金を等に関する第25年の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実 務委員会報告第2号)が平成19年4月13日付で仮正された こと、および、役員資目でいいで引き金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に発出を事工を発していて、引き金計とも含めた費用処理が必要と考えられ、同報者を早期適用したものであります。 この変更により、当連合計とを発していて引き金計とを解した。 したこいては、「選手度後員連職部労引当金線入額」として特別損失に計上しております。これにより、健果と同 のつ方法を採用した場合に比べ、経常利益は14百万円については、「選手度後負出職を引きるのであります。 これに、「過年度後直職職が引きるより、他まと同 の力法を採用してよりに場合に比べ、経常利益は14百万円減 少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。 「金融商品に関する会計基準第10号) ます。		
施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の 適用に関する実務上の取扱い)(実務対応報告部20号平成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計平度に係る 連結的務語表から適用されることになったことに伴い、 当連結会計年度から同実教が応報告を適用しております。 これによる連結資情労朋表等に与える影響はありません。 (役員質与は、従来、利益処分により支給時に未処分利 差の減少として処理しておりました。) 「役員質与に関する会計基準) (企業会計基準等 4 号平成17年11月29日) か会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度に帰属する額を本お費用として計上しておりました。 「役員退職が労会は、従来、支出時の費用として処理してといるの変更によいべ言業発質は20百万円増加し、税金等調整前当期納利益に10額減少しておりまして、犯したの対しまり。 役員退職が労労当会として計上する方法に変更いたしました。 この変更によしました。 この変更によしました。 この変更によして、一組税等別措置法上の準備金及び特別法上の引当金字には「指税等別措置としていて引き金計上を会数費用 処理されることになったことから、役員宣係る根酬等全教について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額446万円については、「治年度役員退職が労引当金等に関する整定のいて、列当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額446万円については、「治年度役員退職が労引当金等に関する発力を終しましていては、「治年度役員退職が労引」金等に関する発力を終しましていては、「治年度役員退職が労引」金部上を含む費用 処理されることになったことから、役員に係る根酬等全 教をついて、列当金計上を含め費用 しております。 の変更により、当連結会計年度発生額146万円については、「治年度役員退職が労引」金等に対して対し、経験に関する会計基準(企業会計基準等15号)ます。  「金融商品に関する会計基準(企業会計基準等15号)ます。  「金融商品に関する会計基準(企業会計基準等15号)ます。  「金融商品に関する会計基準(企業会計基準等20号)表が、音配に言なる計画度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する会計を順く会計を関する発力を創まります。 「金融商品を関する会計を関する会計を関する発力を適用とておりまた。」  「金融商品に関する会計基準のを同じに対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは対しているのでは対しているのでは、対し、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しないるのでは、対しているのでは、対しているのでは、対し、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しない		
接資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する東島大雄地及び影響力基準のの適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計中収定に係る連結解析諸美から適用もれることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。 北による運気・経験でに身える影響はありません。 (役員資与に関する会計基準) 役員賞与に関する会計基準の 役員賞与に関する会計基準の (役員資与に関する会計基準の (企業会計場である) (で表) (で表) (で表) (で表) (で表) (で表) (で表) (で表		
画用に関する実務上の取扱い」(実務が収棄性第200号平成 18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る 連結財務諸表から適用されることになったことに作い、 当連結会計中度から同東家がに電ける適用しております。 これによる連結官情治限素等に与える影響はありません。 (役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分制 並の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」 とになったことに伴い、当連結会計年度から同恵用もれること とになったことに伴い、当連結会計年度から同意計基準 を適用し、役員に対する賞与を費用として処理すること とになったことに伴い、当連結会計年度をから同意計基準 を適用し、役員に対する賞与を費用として処理すること をであり法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。これにより。 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員追職服労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 立め変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職配労引当金等に関するの変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職配労引当金等に関するの変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職配労引当金等に関するの変更と、および、役員賞与について引当金計上を含め青年 教医でして、引当金計上も含めた費用処理が必要と考え られ、「報告を手架りが取り9年4月13日付で改定されたことになったことになったことから、役員に係る報告 規理されることになったことから、役員に係る報告 最近に関するまま採用した場合に比べ、経常利益に44百万円については、「選年経費」に計上し、過年度発生額4百万円については、「過年度後見退職配労引き金線、約頁」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同してあります。これにより、従来と同してかります。これにより、従来と同した場合に比べ、経常利益に44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。 (金融商品に関する会計基準第10号) 及び「金融商品を計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の強 国に関する規定を計した場合に比べ、経常利益に44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。 第24年第14日月本会に対しております。 (金融商品に関する実計基準)(企業会計基準第10号) 及び「金融商品に関する実計基準)(企業会計基準第10号) な会計制度委員会報告第14号)等における他の能行す以後に終すする事業年度がら返れま述を見ませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ		
適用に関する実務上の取扱い」(実務が広報金第20号平成 1連結財務諸表計年度から同実務が広報告を適用しております。 1 による連結財務諸表計年度から同実務が広報告を適用しておりません。 (役員賞与に関する会計基準) 役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準) で会計基準)との変争を費用とりたが、「役員賞与に関する会計基準)とで素会計基準は自力に対しております。 とになったことに伴い、当連結会計年度からの開会計基準を適用しております。これにより、後に来の方法に比べ営業整費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は日額減少しております。 で役員退職配労労は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内域に基づく期末、安島見積額を役員退職配労引当金として計上する方法に変更いたしました。 の変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金文は準備金並びに役員退職配労当当金をして計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職配労引当金をして計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金を呼吸に対して対しました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金を等に関東務委員会報告第42号が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理が必要と考らわれ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額4百万円については、「当業経費」に計上し、過年度発生額4百万円については、「当業経費」に計上しております。これにより、従来と同してものととになったことをは、日本の記録を提出した場合に比べ、経済経利益と4日万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。 「金融商品に関する会計基準第10号)なび、金融商品と採用しておる信託券の範囲に関する会計・部が表達を発出しております。これにより、従来と同し、場合に比べ、経済経済日内 機会と同じ、過年経済日内 しております。まずは別様に対しております。これにより、従来と同じな会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する会計・関する実務指針、「日本企認会計計、協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する会計・関する実務指針に関する実務指針、「日本企認会計」を発育は対しております。		
18年9月8日)が公妻日以後終丁する連結会計年度に係る   当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。 これによる連結時務業表から適用と与える影響はありません。 (役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しております。これによう連結時間が表しておりましてが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準等4号平成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から同員会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理もこととし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ需象整度は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職配労引当金) (役員退職配労引当金) (役員退職配労分引・金として計上する方法に変更いたしました。 当連結会計年度から内規に基づく期末支給自動を対しましたが、当連結会計年度が自動として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給自動を対しましたが、のであります。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金を投入過級配労引当金等に関する室は存衛が見分が定成り等も目が目が表していて、日当全計上を含め費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更は、「日税特別計と自かた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額4百万円については、「音楽経費」に計上し、過年度発生額4百万円については、「過年度発見退職配労引金維入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来会計のでありまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の	
18年9月8日)が公妻日以後終丁する連結会計年度に係る   当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。 これによる連結時務業表から適用と与える影響はありません。 (役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しております。これによう連結時間が表しておりましてが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準等4号平成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から同員会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理もこととし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ需象整度は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職配労引当金) (役員退職配労引当金) (役員退職配労分引・金として計上する方法に変更いたしました。 当連結会計年度から内規に基づく期末支給自動を対しましたが、当連結会計年度が自動として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給自動を対しましたが、のであります。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金を投入過級配労引当金等に関する室は存衛が見分が定成り等も目が目が表していて、日当全計上を含め費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更は、「日税特別計と自かた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額4百万円については、「音楽経費」に計上し、過年度発生額4百万円については、「過年度発見退職配労引金維入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来会計のでありまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成	
連結計務諸表から適用されることになったことに伴い、 当連結会計年度から同東務対応報告を適用しております。 これによる連結貸借対限表等に与える影響性ありません。 (役員質与に関する会計基準) 役員賞与は、従来、和益処分により支給時に未処分利 益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関 力会会計基準第(企業会計基準第4年9年成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度に対して必要ととし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に対して必要ととし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に対し、税金等調整前期納利益は自額減少しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前期納利益は自額減少しております。これにより、役員退職慰労の当金として計上する方法に変更いたしました。 変更いたしました。 この変更は、「稚保特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金交は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上したが、当連結会計を保証を保証実務委員会報告第2分別が平成19年4月13日付で改正されたことになったことから、役員に係る整酬等金額に対していて、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報を早期適用したものであります。これにより、従来と同一の方法を早期面目とものであります。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常料を重複1として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は4百万円はついては、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年の発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年の発生額186百万円については、「営業経費」に対しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益に対しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益に関する会計と準別のよりに関する計とでは対しる有価部をの範囲に関する会計と準別の表計と関する会計と準別の目的に関する会計と単常10号)及び「金融商品に関する会計と準別の日間では対しております。		
当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (役員賞与に関する会計基準) 役集会計基連第4号平成7年11月29日)  な会計基準」(企業会計基連第4号平成7年11月29日)  が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されること とになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準 を適用し、役員に対する賞与を費用として処理は帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期税益は同額減少しております。これにより、役員退職慰労当当金) 役員退職慰労当当金) 役員退職慰労当当金) で後員退職慰労当当金として計上する方法に変更いたし長退職慰労会は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給負債額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給負債額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしましたが、当連結会計年度分割当金を等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第24分)が平成19年4月13日付で改正されたこの変更は、「租税特別措置法上の準備金並がに役員強限慰労引当金金等に割する会計を選出したものであります。これにより、後来と同した。 引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。これにより、後来と同しの方法を採用した場合に比べ、経常利益は41百万円については、「過年度役員退職慰労引当金維入額」として特別損失に計上しております。これにより、後来と同しの方法を採用した場合に比べ、経常利益は41百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。		
これによる連結貸借州照表等に与える影響性ありません。 (役員賞与に関する会計基準) (役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準3 (企業会計基準第4年9を一般で成了年に1月29日) が会社法施行日以除終了する事業年度から適用されることとになったことに伴い、当連結会計年度が与同会計基準 を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を本め着理として計しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期組益は同額減少しております。 (役員退職慰労奇当金) (役員退職慰労引当金) (役員退職慰労引当金) (役員退職慰労引当金) (役員退職慰労引当金) (で養し退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金を(関するとして計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金をびに投資過職財労引当金金・保証実務委員会報告第28分が平成19年4月13日付で改正されたこと、おび、役員賞与について引き金計上も含めた費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報合計と申してものであります。これによるのであります。この変更により、当連結会計年度を生額44百万円については、「適年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経年度発生額46百万円については、「適年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経の計画は1800年1月1日の方といては、「適年度役員退職慰労引き金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と計画を指していては、「適年度費を指していては、「適年の品」に関する会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準第10号)を、公司を経済計画は1800年1月1日の分が「金融商品に関する会計基準第10号)を、公司を経済計画は1800年1月1日の表述を発酵を発酵していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
(役員賞与に関する会計基準) 役員賞与は、後来、利益処分により支給時に未処分利 益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関 する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から画目会計基準 を適用し、役員に対する資色を費用とした処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調 整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職総労引当金)して計上する方法に 変更いたしましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末 支給見積額を役員退職総労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 中の引当金文は準備金並びに役員退職総労引法金等に関 する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実 務委員会報告第22号が平成19年4月13日付で改正された こと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用の理が必要考え られ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生数44百万円については、「過年度役員退職と労引当金繰入額」とし て特別損失に計上して必ず自身職を資金機の行ついては、「過年度役員退職と労引当金繰入額」とし て特別損失に計上して場合に比べ、経常利益は44百万円は 少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実計基準(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実計基準第10号)方ので「金融商品会計に関する実計基準第10号)方ので「金融商品に関する会計基準ので「本計基準多額を計算を表」として は、発売を持て関する実践者が、企業のは、10号)に対する有価語を第一位の方法を採用した場合に対する対域を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		
受員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準等 4 号平成17年11月29日)が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることとになったことに伴い、当連結会計年度から高日されることとした。その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未松費用として別ます。(役員退職を労引当会)の役員退職を労引当会)の役員退職を労引当会として計上しております。(役員退職を労引当会として計上する方法に支持、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職を労引当会として計上する方法に変更いたしましたが、当連結会計年度からの内規に基づく期末支給見積額を役員退職を労引当会として計上する方法に変更いたしました。この変更は、「租稅特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実務委員会報告、役員賞与について引当金計上を含めを費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額46百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額46百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「適年度役員)追求。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲、して設定が一部改正人平成時代日内及び「全融商品会計に関する実計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実計基準第10号)をび「金融商品会計に関する実計基準ので実務指針」の「17月4日付)、金融商品の財活の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計を対しており、金融商品の財活の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計を行り、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、金融商品を計しており、日本では、15年に対しておりませいより、15年に対しておりませいませいより、15年に対しておりませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいま		
益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関 する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成17年11月29日) か会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準 とし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として利力として処理しております。これにより、 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整削当期純利益は同額減少しております。 (役員退職懲労司当金) 役員退職懲労司当金) 役員退職懲労司当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租稅特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員員職能労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第22号が平成19年4月13日付で改正されたこよよい、役員賞与にかて引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係るの書の費用 処理されることになったことから、役員に係るの書の費用 処理されることになったことが、役員に係るの書の費用 処理されることになったことが、役員に係るの書の費用 の力法を採用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生類186百万円については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」(日本公認会計士第5合計制度委員会報告第14号)等における有価部券の範囲に関する会計基準)「企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準)「企業会計基準第10号)を設定が一部改正され「平成19年6月15日付及で同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに保い、当連結会計中度から適用されることになったことに保い、当準結合計を使から適用されることになったことに保い、当準結合計を関する会計を適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保い、当時に関する対力法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保いる。		
益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関 する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成17年11月29日) か会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準 とし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として利力として処理しております。これにより、 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整削当期純利益は同額減少しております。 (役員退職懲労司当金) 役員退職懲労司当金) 役員退職懲労司当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租稅特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員員職能労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第22号が平成19年4月13日付で改正されたこよよい、役員賞与にかて引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係るの書の費用 処理されることになったことから、役員に係るの書の費用 処理されることになったことが、役員に係るの書の費用 処理されることになったことが、役員に係るの書の費用 の力法を採用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生類186百万円については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」に計上し、場中度発生類186百万円 については、「営業経費」(日本公認会計士第5合計制度委員会報告第14号)等における有価部券の範囲に関する会計基準)「企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準)「企業会計基準第10号)を設定が一部改正され「平成19年6月15日付及で同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに保い、当連結会計中度から適用されることになったことに保い、当準結合計を使から適用されることになったことに保い、当準結合計を関する会計を適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保い、当時に関する対力法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに保い、当事等年度から適用されることになったことに保いる。	役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利	
する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日) が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることにないたことに伴い、当連結会計年度にが局属する直見、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、後来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期4利益は日部減少しております。 (役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金をに関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理さ必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額18百万円については、「過年度発生到の書」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準)「企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準)「企業会計基準第10号を展別を表する。対応は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。	益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関	
が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職慰労引当金) 役員退職慰労当は金として計上する方法に変更いたしましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法しの引当金又は準備金並びに役員職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上も合めた費用処理が必要と考えられ、同報を与早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額46百万円については、「当年度役員退職慰労引当金線入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少しては、「過年度役員退職慰労引当金線入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。	する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11日90日)	
とになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は回額減少しております。 (役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計出り、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。		
を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金は、従来、支出時の費用として処理しておりました。 この変更は、当職懲労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、1租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金大は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額46万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額7月については、「営業経費」に計上し、過年度発生額7月については、「営業経費」に計上し、過年度発生額7月については、「営業経費」に計上し、過年度発生額7月については、「営業経費」に対した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計出ます。) 「金融商品と関する会計基準)「金融商品と計に関する会計基準)「年金融商品会計に関する会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準)「年金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と対に関する会計基準)「第金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準)「第金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する会計基準第10号)及び「金融商品と対に対して対しているのでは対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しませいよりに対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しませいといるのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しました。のでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しませいといるのでは対しないるのではな		
とし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (後長退職慰労引当金) 役員退職慰労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計上協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要する。 この変更により、当連結会計年度発生額48百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しし、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上して場らました。 金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)表が「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計せ協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び「司7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計で度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
る額を未払費用として計上しております。これにより、 従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調 整前当期絶利益は同額減少しております。  (役員退職慰労会は、従来、支出時の費用として処理し 支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実 務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正された こと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考え られ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額44百万円については、「適年度役員退職慰労引当金線入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品に関する会計基準」 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基20号) を設定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職慰労自当金) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租稅特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について19当金計上を含め費用処理さることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額16百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円についたは、「潜事経費」に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用としておの施行日以後に終了する事業年度から適用としておきまである場上で表しまでは、19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることにはいる有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対った。日間に関する会計基準第10号)を発展的に関する表計と表しまで表しまでは、19年6日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しておきまでは、19年7日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しておきまでは、19年7日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しませば、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日の表し		
従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職慰労自当金) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租稅特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計土協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について19当金計上を含め費用処理さることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額16百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「潜業経費」に計上し、過年度発生額186百万円についたは、「潜事経費」に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用としておの施行日以後に終了する事業年度から適用としておきまである場上で表しまでは、19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることにはいる有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対った。日間に関する会計基準第10号)を発展的に関する表計と表しまで表しまでは、19年6日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しておきまでは、19年7日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しておきまでは、19年7日付入金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用と対しませば、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日付入金融商品取引法の表しまでは、19年7日の表し	る額を未払費用として計上しております。これにより、	
整前当期純利益は同額減少しております。 (役員退職賦労予目当金) 役員退職賦労免は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営年度役員退職賦労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計計協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から適正会計基準及び実務指針を適用してお		
(役員退職慰労会は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法との引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額446万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額486百万円につか方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少して特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少します。  (金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)を融商品に関する場所基準の支票指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに作い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
受員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・院試業務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上もらめた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額41百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上ししおります。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)及び「金融商品と計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び「7月4日付)、金融商品品引法関立る実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び「7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
ておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末 支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実 務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正された こと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考え られ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「当年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は41百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)。の範商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに作い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に 変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法 上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実 務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正された こと、および、役員賞与について引当金計上を含めめ費 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額146万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額146万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は416万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準)(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準) 「全融商品会計に関する会計基準)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
変更いたしました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品別法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)を記して設立、日本公認会計出版会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する会計表準方に関する会計表準方の範囲に関する会計基準)の表述の記述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述	支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に	
この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基本第10号)を記して設立、日本公認会計出版会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する会計表準方に関する会計表準方の範囲に関する会計基準)の表述の記述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述	変更いたしました。	
上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準)「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。		
務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用 処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同で7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
□ こと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用  処理されることになったことから、役員に係る報酬等全 般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
<ul> <li>処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。この変更により、当連結会計年度発生額186百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。</li> <li>(金融商品に関する会計基準) (企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお</li> </ul>		
般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
られ、同報告を早期適用したものであります。 この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
いては、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
て特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお	「いては、「呂耒経賃」に訂工し、週年及先生領180日万円」によっては、「児佐英徳県と明朝野学コルク領すが、」	
一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお	て特別損失に計上しております。これにより、従来と同	
ます。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
ます。  (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお	少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しており	
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		(金融商品に関する全計基準)
及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
――― 囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び 同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び
事業年度から適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用してお		
		りょす。なお、これによる影響はありません。

### (表示方法の変更) 前連結会計年度 当連結会計年度 平成18年4月1日 平成19年4月1日 平成19年3月31日) 平成20年3月31日) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様 式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」 (内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平 成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されるこ とになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のと おり表示を変更しております。 (連結貸借対照表関係) (1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他 資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段 に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評 価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示 しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、 純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資 産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動 産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」 「その他の有形固定資産」として表示しております。 また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利 金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」 に、保証金は、「その他資産」として表示しておりま (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表 示しております。 (5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、 「負ののれん」として表示しております。 (連結損益計算書関係) 「特別損失」に区分掲記しておりました「動産不動産 処分損」は、「固定資産処分損」として区分掲記してお ります。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」と して表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の 「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」 等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益 (△)」等として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固 定資産の取得による支出」等として「動産不動産の売 却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」 等として表示しております。 (3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に 含めて表示しておりましたソフトウェアの取得による 支出は、投資活動によるキャッシュ・フローの「無形 固定資産の取得による支出」に含めて表示しておりま す。 (連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示

# であります。

記することといたしました。

しておりました「未収入金」については、総資産額の 5/100を超えたため、当連結会計年度においては区分掲

なお、前連結会計年度の「未収入金」は11,618百万円

(セグメント情報)

### 1 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメント に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

# 2 所在地別セグメント情報

在外子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

### 3 国際業務経常収益

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		金額(百万円)
I	国際業務経常収益	12, 339
II	連結経常収益	83, 616
Ш	国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14. 75

### 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

		金額(百万円)
Ι	国際業務経常収益	15, 592
II	連結経常収益	88, 452
Ш	国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	17. 62

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
  - 2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取 引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

### (1株当たり情報)

項目		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	円	4, 232. 62	1, 437. 84	
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	224. 34	△2, 122. 77	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	212. 64	_	

### (注) 算定上の基礎

### 1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	110, 614	68, 272
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,006	31, 041
(うち第一種優先株式払込金額)	_	30,000
(うち第一種優先株式配当額)	_	12
(うち少数株主持分)	1,006	1,028
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	109, 608	37, 231
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	25, 896	25, 893

### 2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	5, 685	△54, 968
普通株主に帰属しない金額	百万円		_
普通株式に係る当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	5, 685	△54, 968
普通株式の期中平均株式数	千株	25, 343	25, 894
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	53	_
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	52	_
うちその他(税額相当額控除後)	百万円	0	_
普通株式増加数	千株	1, 644	_
うち転換社債	千株	583	_
うち新株予約権	千株	1,060	
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要		_	_

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されている ので、記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当ありません。

なお、上記以外(リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等)の注記事項については、決算発表時における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

# 5 個別財務諸表

# (1) 貸借対照表

	前事業年度 (平成19年3月3	1日)	当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(資産の部)					
現金預け金	51, 958	1. 99	44, 680	1.65	
現金	31, 831		35, 245		
預け金	20, 126		9, 435		
コールローン	1, 121	0.04	205, 000	7. 58	
買入金銭債権	1, 328	0.05	1, 429	0.05	
商品有価証券	18	0.00	10	0.00	
商品国債	18		5		
商品地方債	0		4		
金銭の信託	28, 000	1. 07	18, 329	0.68	
有価証券	934, 524	35. 79	357, 664	13. 22	
国債	327, 851		178, 778		
地方債	9, 899		9,079		
社債	79, 762		33, 666		
株式	98, 656		66, 299		
その他の証券	418, 355		69, 841		
貸出金	1, 516, 783	58. 08	1, 599, 491	59. 13	
割引手形	39, 006		26, 765		
手形貸付	129, 000		115, 022		
証書貸付	1, 175, 843		1, 300, 838		
当座貸越	172, 932		156, 865		
外国為替	1, 199	0.05	3, 086	0.12	
外国他店預け	996		2, 790		
買入外国為替	46		145		
取立外国為替	156		149		
その他資産	34, 052	1. 30	421, 825	15. 60	
前払費用	8		0		
未収収益	6, 330		4, 535		
先物取引差入証拠金	450		2, 209		
先物取引差金勘定	_		502		
金融派生商品	7		713		
未収入金	_		397, 570		
その他の資産	27, 256		16, 293		
有形固定資産	23, 517	0. 90	23, 324	0.86	
建物	11, 211		10, 886		
土地	8, 592		8, 592		
その他の有形固定資産	3, 713		3, 845		
無形固定資産	3, 506	0. 13	4, 108	0. 15	
ソフトウェア	2, 799		3, 475		
その他の無形固定資産	706		633		
繰延税金資産	10, 100	0. 39	23, 197	0.86	
支払承諾見返	19, 519	0.75	17, 362	0. 64	
貸倒引当金	△ 14,081	△0. 54	△ 14,596	△0. 54	
資産の部合計	2, 611, 550	100.00	2, 704, 912	100.00	

	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月3	1日)
区分	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)				
預金	2, 136, 947	81. 83	2, 191, 128	81. 01
当座預金	83, 071		62, 209	
普通預金	837, 616		845, 099	
貯蓄預金	30, 939		29, 278	
通知預金	10, 017		9, 783	
定期預金	1, 159, 734		1, 230, 553	
定期積金	3, 553		843	
その他の預金	12, 013		13, 360	
譲渡性預金	_	_	100	0.00
債券貸借取引受入担保金	283, 629	10.86	344, 103	12. 72
借用金	8, 166	0.31	20, 861	0.77
借入金	8, 166		20, 861	
外国為替	114	0.00	152	0.01
売渡外国為替	93		129	
未払外国為替	20		23	
社債	39, 400	1. 51	40,000	1.48
新株予約権付社債	5, 343	0. 21	5, 342	0. 20
その他負債	8, 358	0. 32	18, 083	0. 67
未払法人税等	161		161	
未払費用	3, 808		4, 833	
前受収益	975		1, 175	
従業員預り金	552		511	
給付補てん備金	2		1	
金融派生商品	209		311	
その他の負債	2, 647		11, 087	
退職給付引当金	550	0.02	453	0.02
役員退職慰労引当金	230	0.01	251	0. 01
睡眠預金払戻損失引当金	_	_	119	0.00
偶発損失引当金	_	_	71	0.00
支払承諾	19, 519	0. 75	17, 362	0. 64
負債の部合計	2, 502, 260	95. 82	2, 638, 030	97. 53
(純資産の部)	, ,		, ,	
資本金	49, 364	1.89	64, 365	2. 38
資本剰余金	33, 126	1. 27	48, 126	1. 78
資本準備金	33, 126			
その他資本剰余金	0		48, 126	
利益剰余金	18, 857	0.72	△ 37, 840	△1.40
利益準備金	682	0.12		
その他利益剰余金	18, 175		△ 37, 840	
別途積立金	10, 000		10,000	
繰越利益剰余金	8, 175		△ 47, 840	
自己株式	△ 173	△0.01	△ 185	△0.01
株主資本合計	101, 175	3. 87	74, 465	2. 75
その他有価証券評価差額金	8, 155	0.31	△ 7, 570	△0. 28
操延へッジ損益	△ 41	$\triangle 0.00$	$\triangle$ 7,370 $\triangle$ 13	$\triangle 0.28$ $\triangle 0.00$
評価・換算差額等合計	8, 114	0.31	△ 7,583	$\triangle 0.00$ $\triangle 0.28$
純資産の部合計	109, 289	4. 18	66, 882	2. 47
負債及び純資産の部合計	2, 611, 550	100.00	2, 704, 912	100.00

# (2) 損益計算書

	前事業年度 (自 平成18年4月 至 平成19年3月		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	
経常収益	75, 807	100.00	81, 966	100.00	
資金運用収益	48, 978		54, 434		
貸出金利息	27, 069		30, 837		
有価証券利息配当金	21, 495		23, 057		
コールローン利息	292		424		
買入手形利息	2		0		
預け金利息	8		13		
その他の受入利息	109		100		
役務取引等収益	8, 473		8, 341		
受入為替手数料	1,667		1,599		
その他の役務収益	6, 806		6, 741		
その他業務収益	8, 754		6, 985		
外国為替売買益	_		18		
商品有価証券売買益	6		3		
国債等債券売却益	7, 297		6, 953		
金融派生商品収益	, <u> </u>		8		
その他の業務収益	1, 450		1		
その他経常収益	9, 600		12, 205		
株式等売却益	8, 568		10, 523		
金銭の信託運用益	111		471		
その他の経常収益	920		1, 210		
経常費用	65, 955	87. 00	146, 285	178. 47	
資金調達費用	15, 854	000	23, 325	110111	
預金利息	4, 261		7, 584		
譲渡性預金利息	1		0		
コールマネー利息	16		578		
債券貸借取引支払利息	9, 613		13, 019		
借用金利息	254		351		
社債利息	443		696		
新株予約権付社債利息	89		58		
金利スワップ支払利息	1, 170		1, 030		
その他の支払利息	2		4		
役務取引等費用	3, 746		3, 660		
支払為替手数料	340		331		
その他の役務費用	3, 406		3, 329		
その他業務費用	451		69, 008		
外国為替売買損	170		_		
国債等債券売却損	2		27, 797		
国債等債券償還損	171		25, 706		
国債等債券償却	18		15, 504		
金融派生商品費用	88				
営業経費	25, 132		26, 385		
その他経常費用	20, 770		23, 905		
貸倒引当金繰入額	1, 321		743		
貸出金償却	2, 948		9,710		
株式等売却損	8		4, 937		
株式等償却	921		7, 052		
金銭の信託運用損	1, 084		1, 052		
その他の経常費用	14, 485		409		
しい心性市負用	14, 485	<u> </u>	409	<u> </u>	

	前事業年度 (自 平成18年4月 至 平成19年3月		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	
経常利益(△は経常損失)	9, 851	13.00	△ 64, 319	△78. 47	
特別利益	795	1.05	737	0.90	
償却債権取立益	795		705		
睡眠預金払戻損失引当金 戻入益	_		32		
特別損失	300	0.40	198	0. 24	
固定資産処分損	106		46		
減損損失	6		_		
過年度役員退職慰労引当金 繰入額	186		_		
過年度睡眠預金払戻損失 引当金繰入額	_		151		
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	10, 347	13. 65	△ 63,780	△77. 81	
法人税、住民税及び事業税	40	0.05	68	0.08	
還付法人税等	$\triangle$ 42	△0.05	_	_	
法人税等調整額	4, 316	5. 69	△ 8,834	△10.77	
当期純利益(△は当期純損失)	6, 033	7. 96	△ 55,015	△67. 12	

# (3) 株主資本等変動計算書

# I 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金 -	資本剰余金					
	質 本	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	47, 747	31, 509	0	31, 509			
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	1,617	1,616		1,616			
剰余金の配当(注)							
別途積立金の積立(注)							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,617	1,616	0	1,616			
平成19年3月31日残高(百万円)	49, 364	33, 126	0	33, 126			

	株主資本						
		利益剰余金					
	和光準件人	その他利	益剰余金	利光利人人人利	自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	429	6, 500	7, 156	14, 086	△154	93, 188	
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)						3, 234	
剰余金の配当(注)	252		△1,514	△1, 262		△1, 262	
別途積立金の積立(注)		3, 500	△3, 500				
当期純利益			6, 033	6, 033		6, 033	
自己株式の取得					△19	△19	
自己株式の処分					0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	252	3, 500	1,018	4, 771	△18	7, 987	
平成19年3月31日残高(百万円)	682	10,000	8, 175	18, 857	△173	101, 175	

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5, 601	_	5, 601	98, 789
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				3, 234
剰余金の配当(注)				△1, 262
別途積立金の積立(注)				
当期純利益				6, 033
自己株式の取得				△19
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2, 554	△41	2, 512	2, 512
事業年度中の変動額合計(百万円)	2, 554	△41	2, 512	10, 500
平成19年3月31日残高(百万円)	8, 155	△41	8, 114	109, 289

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# Ⅱ 当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	49, 364	33, 126	0	33, 126			
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	0	0		0			
新株の発行	15, 000	15, 000		15, 000			
資本準備金のその他資本剰余金 への振替(注1)		△48, 126	48, 126				
剰余金の配当 (注2)							
利益準備金の繰越利益剰余金 への振替(注3)							
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	$\triangle 0$			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	15, 000	△33, 126	48, 125	14, 999			
平成20年3月31日残高(百万円)	64, 365	_	48, 126	48, 126			

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	ロガ海供会 その他利益剰余金		지 <u>꾸</u> 의 스 스 스 키.	自己株式	株主資本合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	682	10,000	8, 175	18, 857	△173	101, 175	
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)						1	
新株の発行						30,000	
資本準備金のその他資本剰余金 への振替(注1)							
剰余金の配当(注2)	336		△2, 019	△1,683		△1,683	
利益準備金の繰越利益剰余金への振替(注3)	△1,018		1,018				
当期純損失			△55, 015	△55, 015		△55, 015	
自己株式の取得					△14	△14	
自己株式の処分					3	2	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	△682	_	△56, 016	△56, 698	△11	△26, 709	
平成20年3月31日残高(百万円)	_	10,000	△47, 840	△37, 840	△185	74, 465	

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	8, 155	△41	8, 114	109, 289	
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)				1	
新株の発行				30,000	
資本準備金のその他資本剰余金 への振替(注1)					
剰余金の配当(注2)				△1,683	
利益準備金の繰越利益剰余金 への振替(注3)					
当期純損失				△55, 015	
自己株式の取得				△14	
自己株式の処分				2	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△15, 726	28	△15, 697	△15, 697	
事業年度中の変動額合計(百万円)	△15, 726	28	△15, 697	△42, 407	
平成20年3月31日残高(百万円)	△7, 570	△13	△7, 583	66, 882	

- (注) 1 「資本準備金のその他資本剰余金への振替」は、平成20年3月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、「資本 準備金」を減少させ、「その他資本剰余金」を増加させたものであります。
  - 2 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。
  - 3 「利益準備金の繰越利益剰余金への振替」は、平成20年3月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、「利益 準備金」を減少させ、「繰越利益剰余金」を増加させたものであります。

# 役 員 の 異 動

1. 代表取締役等の異動

該当ございません。

- 2. その他の役員の異動
  - (1)新任取締役候補(平成20年6月27日付)

うえだ ゆきお

上 田 幸 男 (現 常務執行役員

CS本部 副本部長 兼 大阪地区本部長)

うめはら えつじ

兼 常務執行役員 梅 原 悦 二 (現 常務執行役員

融資本部長 兼 融資委員長)

いすみ かずひろ

兼 常務執行役員 井 角 和 博 (現 常務執行役員

C S 本部 兵庫地区本部長)

(2)退任予定取締役

(平成20年6月24日付)

やくしがわ たつひこ

取締役(非常勤)薬師川 達 彦 (顧問ならびに池銀総合保証㈱

代表取締役社長に就任予定)

(平成20年6月27日付)

すぎた ひろのぶ

取締役 椙 田 博 信 (常務執行役員に就任予定)

(3)役付取締役の異動(平成20年6月27日付)

うえだ ゆきお

常務取締役 上 田 幸 男 (現 常務執行役員

CS本部 副本部長 兼 大阪地区本部長)

株主総会後の取締役会で就任予定。

### 新任取締役候補の略歴

うえだ ゆきお

上 田 幸 男 昭和25年11月 5日生

昭和49年 3月 関西大学法学部卒業

昭和49年 4月 池田銀行入行

平成11年 7月 秘書役 兼 業務渉外部長

平成12年 5月 執行役員

平成15年 6月 常務執行役員

平成16年 6月 取締役 兼 常務執行役員

平成19年 4月 取締役

平成19年 6月 取締役退任

平成19年 6月 当行顧問

平成20年 2月 常務執行役員

平成20年 5月 常務執行役員 CS本部副本部長

兼 大阪地区本部長

うめはら えつじ

梅原悦二 昭和25年6月27日生

昭和49年 3月 関西学院大学経済学部卒業

昭和49年 4月 池田銀行入行

平成11年 2月 SHA部 部長

平成12年 5月 執行役員

平成15年 6月 常務執行役員

平成16年 3月 常務執行役員退任

平成16年 3月 当行顧問

平成19年 7月 常務執行役員

平成20年 3月 常務執行役員 融資本部長 兼 融資委員長

いすみ かずひろ

井 角 和 博 昭和29年 2月18日生

昭和51年 3月 同志社大学商学部卒業

昭和51年 4月 池田銀行入行

平成14年10月 個人ローン部長

平成15年 7月 執行役員

平成16年 6月 常務執行役員

平成20年 5月 常務執行役員 CS本部兵庫地区本部長